

# 7月は同和問題啓発強調月間です 小郡市同和問題市民講演会



とき

7月9日(土)

入場  
無料

開場 午後1時30分 開演 午後2時

ところ

文化会館大ホール

テーマ

「私と部落とハンセン病」

講師

はやし ちから  
**林 力さん**

(横浜国際人権センター理事)

## 林 力さんプロフィール

1924年、長崎県生まれ。小学校・高等学校教諭、福岡県立教育センター研究員を経て、九州産業大学教授や九州大学など10大学の非常勤講師、福岡県社会教育委員等を歴任。1956年福岡・九州で初めて「同和」教育を提起し、1961年福岡県同和教育研究協議会を結成するなど「同和」教育の推進に尽力。

著書は『「癩者」の息子として』『若き教師たちへ』『人権百話』など多数。

●要約筆記・手話通訳あり

●託児(無料)あり。希望する人は7月4日(月)までに申込み

“恥でないことを 恥とするとき  
それは本当の 恥になる”

人生は出会いである ～ 部落との出会いは私を変えた ～

私はハンセン病患者だった父の存在を隠して生きていた。差別と向き合い部落解放運動に打ち込む人々と出会い、「父は立派な人間だった。ハンセン病であったことはなんら恥じることはない」との思いに至ったのだ。

林さんは九州・福岡における「同和」教育の草分け的存在であり、その推進に生涯をささげてきました。その一方で、ハンセン病患者の息子としてさまざまな差別を受け、父の存在をひたすら隠して生きていました。

しかし、「同和」教育を進めていく中、部落差別に立ち向かっていく子どもや親たちと出会うことで自らを振り返り、「父がいたからこそ今の自分がある」という思いに至るのです。

林さんは、国の誤ったハンセン病患者隔離政策でその家族らも被害を受けたとして、元患者の家族救済のための国家賠償訴訟を起こし、その原告団長を務めています。

差別と今も向き合う林さんの姿を通して、人権が尊重される社会の実現に向けてどのように行動したら良いかを考えていきたいと思えます。ぜひ、ご参加ください。

## 同和問題啓発強調月間とは

昭和40(1965)年に出された同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に施行された「同和対策特別措置法」により、同和問題の解決に向けた取組が進められました。しかし、その後も差別事件などは後を絶ちません。

そのため、福岡県では昭和56(1981)年から同和対策特別措置法が施行された月である7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題の早期解決をめざし、県や各市町村で差別をなくす取組を行っています。小郡市でも街頭啓発や市民講演会を行っています。

私たちは、誰もが幸せに暮らしたいと願っています。この願いは、誰も侵すことのできない基本的人権として憲法で保障されています。しかし、私たちの身の回りには、本人にまったく責任のないことで、これらの権利が不当に制限されたり、奪われたりしている現実があります。

中でも、同和問題は、今なお存在している重大な人権問題です。昨今でも差別発言や差別落書き事件、戸籍不正取得、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるなどの事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

## 福岡県の同和問題啓発強調月間の取組

### 福岡県の同和問題啓発強調月間講演会

- 日時 **7月23日**(土)  
午後1時30分～
- 会場 クローバープラザ  
アリーナ棟2階大ホール  
(春日市原町三丁目1-7)
- 問合せ先  
福岡県人権啓発情報センター  
☎092-584-1271

#### 「同和問題からつながる人権の輪」

- 第1部 和太鼓演奏「和」～心に「解放」のともしびを～  
演者 解放太鼓(筑後地域で活動中)  
時間 午後1時35分～2時5分
- 第2部 一人芝居「ひかり・HIKARI'16」  
講師 福永宅司さん  
〔子どもの学び館代表取締役、  
元小学校教諭、元大学講師〕  
時間 午後2時20分～3時50分

## ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました

国会で、ヘイトスピーチ(憎悪表現)をなくすための対策法(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)が成立しました。

この法律は、特定の国・地域の出身であることを理由に、地域社会から排除することを扇動する差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消を目的とするものです。罰則規定はありませんが、「国民は、他国出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」との基本理念のもと、国や地方自治体に相談体制の整備や教育・啓発の充実を求めています。

小郡市は、今後ともヘイトスピーチを許さない取組を進めるとともに、「誰もが差別されず一人ひとりの人権が守られるまち おごおり」の実現をめざして、皆さんとともに取り組んでいきます。



●問合せ先 人権・同和教育課☎72-2111内線532